

京都市契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第89号

京都市契約事務規則の一部を改正する規則

京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

第7条の2第5項中「提出させ、その提出を受けたときは遅滞なく当該保証をした金融機関との間に保証契約を締結する」を「提出させる」に改める。

第9条の見出し中「入札保証金」を「入札保証金等」に改める。

第28条の4第1項本文中「24日前」を「10日前」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる条件の1又は2以上に該当するときは、第1項本文に規定する期間（同項本文括弧書きに規定するものを除く。次項において同じ。）から該当する条件の数に5を乗じて得た日数を減じた期間に短縮することができる。

(1) 電子入札システムを使用して公告を行うとき。

(2) 入札をしようとする者が電子入札システムを使用して特例政令第8条に規定する文書と同等の内容を記録した電磁的記録を入手することができるとき。

(3) 入札をしようとする者が電子入札システムを使用して入札を行うことができるとき。

4 第1項本文及び前項の規定にかかわらず、商業上の物品等又は特定役務（政府調達に関する協定第1条(a)に規定する商業上の物品又はサービスをいう。）の調達のために締結する特定調達契約に係る一般競争入札については、第1項本文に規定する期間を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に短縮することができる。

(1) 前項第1号及び第2号に該当するとき 入札期日の前日から起算して13日前まで

(2) 前項各号のいずれにも該当するとき 入札期日の前日から起算して10日前まで

第28条の5第2項後段中「「指名競争入札に」と」の右に「、前条第4項各号列記以外の部分中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と」を加え、同条第3項前段中「前条第1項」の右に「、第3項及び第4項」を加え、同項後段中「「指名競争入札に」と」の右に「、前条第4項各号列記以外の部分中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と」を加える。

第28条の13第1項第1号及び第2号の規定中「100,000,000円」を「別に定める額」に改め、同項第3号中「80,000,000円」を「別に定める額」に改める。

第29条の2第3項中「を提出させ、その提出を受けたときは遅滞なく当該保証をした保証事業会社との間に保証契約を締結する」を「(当該保証事業会社が電子証書(保証事業会社が作成する保証を証する電磁的記録をいう。以下同じ。)を作成し、多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築された場であって、保証事業会社が保証に係る情報を表示することを常態とするものにおいて当該電子証書を表示させた場合にあつては、当該電子証書を閲覧するために必要な情報)を提出させる」に改める。

第30条第1号中「保険証券」の右に「又は当該保険の内容を証する電磁的記録若しくは当該電磁的記録を用紙に出力したもの」を加える。

第31条の見出し中「契約保証金」を「契約保証金等」に改め、同条中「契約保証金」の右に「又は契約保証金の納付に代えて提供された担保」を加える。

第32条の見出し中「契約保証金」を「契約保証金等」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局管財契約部契約課)